| 成染確認区域 豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが 確認された地点から半径10km圏内の区域 ※令和7年1月7日に愛媛県四国中央市で確認された感染確認区域は、 既に県内で確認された感染確認区域と重複しているため、更新しません。 令和7年11月25日陽性確認 令和3年度 徳島県鳥獣保護区等位置図(西部) 狩猟における注意事項 ◆捕獲禁止 狩猟鳥獣名 禁止期間 区 域 3. 日出前、日没後の銃猟はしないこと。 県下一円 平成29年9月15日から5年間 ヤマドリ (メス) 4. 酒気を帯びて出猟しないこと。 県下一円 5. 登山者や農林業作業者に十分注意すること。 平成29年9月15日から5年間 6. 発砲の時は、矢先を確認すること。 7. 銃の運搬は、弾を抜き、銃袋に入れて運搬すること。 8. 山火事を起こさないよう十分に気をつけること。 毎年11月15日から翌年2月15日まで (ニホンジカ・イノシシについては、翌年3月31日まで) 9. 銃は必ず点検を行い、自分の管理下に置くこと。 10. 電線、電話線に向かって発砲しないこと。 11. 出猟後は、出猟結果を狩猟者登録証裏面に記録し、 12. 徳島市、小松島市、阿波市、美馬市、三好市、勝 浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、上 板町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、藍住 町、つるぎ町、東みよし町では、地籍調査を実施 しており調査員が入っていることもあるので、一 分に気をつけること。 「入林の手続き」を行い「入林票」の交付を受け ること。なお入林の手続きについては、入林予定 日の概ね2週間前までに徳島森林管理署へ提出す 徳島森林管理署連絡先(国有林についての問合わせ) 住所 〒771-0117 徳島市川内町鶴島239-1 三好郡 108 (110) 141 158 身近な鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 身近な鳥獣生息地 身近な鳥獣生息地 南 野 (172) (171) 3 特定猟具使用禁止区域 森林鳥獣生息地 
 番号
 名 称

 ① 中山
 ② 渋野・多家良
森林鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 板野町東部 身近な鳥獣生息地 平成25.11.1~令和 5.10.31 身近な鳥獣生息地 池野河山 南阿波サンライ 森林鳥獣生息地 牟岐大島 集団繁殖地 平成26.11.1~令和6.10.31 中津峰 身近な鳥獣生息 身近な鳥獣生息地 180 181 183 鶴林寺 身近な鳥獣生息地 あいあいらん 森林鳥獣牛息地 黒滝山 森林鳥獣牛息地 日和佐大浜大滝山 身近な鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 身近な鳥獣生息地 平成29.11.1~令和 4.10.31 森林鳥獣生息地 大寺・第十新田 森林鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 平成27.11.1~令和 7.10.31 身近な鳥獣生息地 集団渡来地 190 西条大橋 189 福井ダム湖 身近な鳥獣生息地 ● 徳島県の狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間 森林鳥獣生息地 森林鳥獣生息 狩猟鳥獣の種類 狩猟のできる期間 鳴門コウノト 希少鳥獣牛息地 平成28.11.1~令和8.10.31 森林鳥獣牛息地 平成30.11.1~令和 5.10.3 カワウ、ゴイサギ、マガモ、 鷲敷工場団地 森林鳥獣牛息地 ルガモ、コガモ、ヨシガモ、 ジリガモ、オナガガモ、ハシヒ 森林鳥獣牛息地 ロガモ、ホシハジロ、キンクロ 森林鳥獣牛息地 ハジロ、スズガモ、クロガモ、 身近な鳥獣生息地 ヤマドリ (オス)、キジ (オ 路 身近な鳥獣生息地 1,450 平成29.11.1~令和 9.10.31 ス)、コウライキジ、コジュイ 身近な鳥獣生息地 イ、バン、ヤマシギ、タシギ、 キジバト、ヒヨドリ、ニュウナ 切幡・浦の池 森林鳥獣生息地 11月15日から 森林鳥獣生息地 イスズメ、スズメ、ムクドリ、 ミヤマガラス、ハシボソガラス、翌年2月15日まで ハシブトガラス、タヌキ、キツ 森林鳥獣生息地 平成30.11.1~令和10.10.31 3,340 令和 1.11.1~令和 6.10.31 197 徳島市総合動植物公園 森林鳥獣生息地 森林鳥獣生息地 ノイヌ、ノネコ、テン、 タチ (オス)、シベリアイタチ ミンク、アナグマ、アライグマ 野鹿池 森林鳥獣生息地 天神丸 森林鳥獣生息地 小松島 ハクビシン、タイワンリス、シ 森林鳥獣生息地 令和1.11.1~令和11.10.31 マリス、ヌートリア、ノウサギ 森林鳥獣生息地 身近な鳥獣生息地 太龍寺 身近な鳥獣生息地 令和 2.11.1~令和12.10.31 森林鳥獣生息地 美濃ヶ谷 森林鳥獣生息地 植桜 11月15日から 合計53箇所 ニホンジカ、 ● 鳥 獣 保 護 区 イノシシ 2 鳥獣保護区特別保護地区 翌年3月31日まで 202 203 種 別 大規模生息地 令和 2.11.1~令和 7.10.31 鳥獣保護区(国指定) 身近な鳥獣生息地 令和 3.11.1~令和13.1 平成24.11.1~令和 4.7 ● 捕獲数の制限 集団渡来地 鳥獣保護区特別保護地区 1日の制限羽数 平成26.11.1~令和 6.10.31 中津峰 身近な鳥獣生息地 狩猟鳥獣の種類 大神子 身近な鳥獣生息地 特定猟具使用禁止区域 マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシ合計して5羽 あいあいらん 森林鳥獣生息地 ガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、 (網を使用する ハシビロガモ、ホシハジロ、キン場合にあっては、 黒滝山 森林鳥獣牛息 (銃器) 阿南市平野部 大滝山 森林鳥獣牛息地 特定猟具使用禁止区域 クロハジロ、スズガモ、クロガモ 狩猟期間ごとに 森林鳥獣牛息! 牟岐・灘 (くくりわな) 森林鳥獣牛息地 脇町・岩倉 森林鳥獣生息地 平成27.11.1~令和7.10.31 ヤマドリ (オス)、キジ (オス)、 森林鳥獣牛息地 国有林・官行造林 合計して2羽 森林鳥獣生息地 平成28.11.1~令和8.10.31 コウライキジ 森林鳥獣生息地 指定猟法禁止区域 コジュケイ 5羽 平成29.11.1~令和 9.10.31 身近な鳥獣生息地 (鉛散弾の使用) 身近な鳥獣生息地 4 指定猟法禁止区域 切幡・浦の池 3羽 指定猟法禁止区域 面積 (ha) 期 間 11,460 平成29.11.1~令和 4.10.31 98 平成30.11.1~令和 5.10.31 森林鳥獣生息地 平成30.11.1~令和10.10.31 
 名
 称
 使用禁止猟具

 権田・槍戸くくりわな猟禁止区域
 くくりわな
(くくりわなの使用) 森林鳥獣生息地 アマシギ、タシギ 合計して5羽 令和 1.11.1~令和11.10.31 橘湾鉛散弾猟禁止区域 鉛散弾 身近な鳥獣生息地 1: 100,000 くくりわな12cm規制 身近な鳥獣生息地 谷道くくりわな猟禁止区域 くくりわな キジバト 10羽 解除を行わない区域 合計22箇所 「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用した。(承認番号 平28四使、第3号)」